

練馬区立南町小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 本校の基本姿勢

いじめは重大な人権侵害であり決して許されない。いじめはどの学校にも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。

2 対策方針の基本的な考え方

- (1) 管理職・教職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、児童を守ることができるのは、第一義に学校であるという強い決意と高い指導力で日々の指導にあたる。いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得る。教職員が児童や学級の様子に気付き、個々の置かれた状況を把握することが重要である。また、学級経営や行事等を通し、児童に自己存在感や充足感を与え、いじめの未然防止を心掛けていく。
- (2) いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携や相談体制、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として児童の特性を踏まえた実効性のある取組とする。教職員の共通理解を図り、校内組織が有効に機能し様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、保護者や地域に対し働きかけを行っていく。
- (3) いじめ問題の早期解決に向け、学校と教育委員会との連携を強化するとともに、学識経験者や専門家を含めた第三者の意見を取り入れる仕組みを整え、関係機関との連携を深める。

3 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

①いじめ防止基本方針の策定

- ・学校いじめ防止基本方針を策定し、全教職員でいじめについての認識の共有化を図る。
- ・区のふれあい月間に合わせたアンケートの実施・集計・分析の取組を行う。「いじめシンボルマーク」「いじめ防止標語」「いじめ防止宣言」等の作成・応募・掲示、道徳授業などの取組を計画的に行う。
- ・「校内人権週間」での「人権お話し会」「人権ポスター作成」等の取組を継続して行う。
- ・いじめ防止に向けた活動の年間計画を作成し、児童の発達段階や学校行事、各教科等の指導計画に応じ、年間を通した取組を行う。
- ・いじめ防止に向けた取組について、適宜内容を見直し、年間計画や指導内容等の改善を行う。学校評価による基本方針の検証も行う。

②組織の設置

- ・いじめ問題への組織的な取組を推進するため、管理職・主幹教諭・生活指導主任・養護教諭・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー・心のふれあい相談員・学校生活支援員等からなる、「いじめ対策委員会」を設置する。
- ・重大事態への対応を行うための組織については、上記委員会を基に、事案に応じ教育委員会との連携を強めるとともに警察や諸関係機関と協力し「緊急いじめ対策委員会」を設置する。

(2)いじめの的確な実態把握

年3回のふれあい月間にいじめ実態調査を行い、いじめの疑いの事例も含めて実態を確実に把握する。インターネット上のいじめに関する情報把握については、練馬区教育委員会と連携して対応する。

①教職員研修の実施

幼児・児童・生徒理解、問題行動の未然防止、適切な初期対応および保護者との連携等に関する研修を行い、いじめに対する教職員の指導力の向上を図る。

②情報の共有

学校がいじめと認知したケースについては、該当児童生徒のアンケートを学校と教育委員会が共有し、個々のいじめの状況を的確に把握する。学校（園）ごとの対応状況については、各学校が作成する「いじめ対応状況報告票」を通して継続観察と必要に応じた指導を行う。

また、いじめの初期段階から速やかに対応するよう、いじめの疑いがあると思われるケースについては、練馬区版「いじめ対応のポイント」をもとに、いじめの有無を確認し情報共有する。

③いじめ相談窓口の周知

練馬区の教育相談室をはじめ、都や国のいじめ相談の連絡先を毎年度すべての児童・生徒に配布するとともに、校内掲示を行い情報提供していく。

④集団づくり・人間関係づくりに向けた支援

児童・生徒の望ましい人間関係を育むために、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）をはじめとした適応指導を行うとともに、教育相談に関する教職員研修を継続して実施する。

(3) いじめの防止

①学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- ・道徳の授業において、児童の実態に応じて題材や資料等の内容を十分に検討して取り組む。「やさしさ」「人としての気高さ」「他人を思いやる心」など人間性豊かな心を育て、いじめをしない、許さないという土壌を築く。

- ・児童が、インターネットや携帯電話等の利便性、情報通信機器との適切かつ有意義な関わり方、善悪の判断やルール、マナーを守ろうとする態度等を養うため、情報モラル教育の充実を図る。
- ・学校の教育活動全体を通じて、児童の豊かな情操やコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むよう努める。読書活動（朝読書・読書週間・図書委員会による読み聞かせ等）、各教科における伝え合う活動、言語環境、表現活動等に取り組む。
- ・委員会活動・クラブ活動・ふれあい班活動等の異学年交流を通し、他人を思いやる心や助け合い・協力し合う活動の充実を図る。
- ・児童が安心して過ごせる学級作り・学校づくりを推進する。特別活動の特質を生かし、児童が主体的に参加し活躍できる場面を多く作り、授業改善に努める。また、係や当番活動などを通して、自分の責任を自覚し認めてもらえるうれしさ、友達と協力して活動することの楽しさなどを味わわせ、自尊感情・自己肯定感を高める学級経営に取り組む。

②児童生徒の主体的な活動の促進

- ・あいさつは人間関係を形成する基本であるとの認識から、児童自らがあいさつに取り組めるように指導を行う。
（全校朝会時に6年生による輪番によるあいさつの実施）
- ・「みかんの日」などを「いじめ」の防止・克服に向けた取組に生かす。
- ・代表委員会等の児童会活動を生かした「校内人権週間」の取り組みを工夫する。

③教職員の指導力の向上

- ・教職員一人一人が様々なスキルや指導方法を身に付けるため、年間を通して研修を行う。いじめに対する正しい知識とカウンセリング能力を高めるため、専門家等を積極的に活用し、児童に対する指導力の向上を図る。
- ・教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化につながる可能性があることに留意し、体罰についても研修を行う。
- ・インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえた事例を通して、人権侵害・著作権・肖像権に関することも含め、情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識・技能を身に付ける研修を行う。

(4) いじめの早期発見・早期対応

①定期的ないじめの実態把握

- ・ふれあい月間以外にも必要に応じ児童へのアンケートを実施し、未然防止・早期発見に努める。
- ・教職員は、授業・休み時間・放課後等から児童の様子を観察し、他の教職員と連携しながら未然防止・早期発見に努める。

②教育相談の充実

- ・教職員は、普段から児童が相談しやすい環境や関係づくりに努め、本人および周囲からの情報を見逃さないよう努める。
- ・年度当初にスクールカウンセラー・心のふれあい相談員の存在について周知し、相談活動への児童の理解を深める。
- ・児童が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、5年生について年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。
- ・副校長や養護教諭が窓口となり、児童の様子をスクールカウンセラーや心のふれあい相談員に伝え、必要に応じて授業観察や面談を行う。

③保護者・地域との連携強化および啓発の促進

- ・いじめ問題の重要性について認識を広めるため、保護者会や学校・学年便り、ホームページ等を通じて積極的に情報発信・情報共有に努める。
- ・情報モラル研修を積極的に周知し、児童の意識や実態を保護者・地域と共有し、情報提供および啓発を促進する。

(5) いじめへの対処

①いじめられる側の児童への支援

- ・担任または学年主任による本人や周辺からの聞き取り（場合により、スクールカウンセラー、養護教諭）を行い、事実確認と児童保護、心理的ケアを行う。
- ・最後まで守り抜くこと・秘密を守ることなどを約束し、安心して生活が送れることを伝えるとともに継続的な支援を行う。
- ・必要に応じ、休み時間や登下校時など教師による見回り等を行い、被害が拡大しない体制を整える。
- ・保護者にも家庭での変化や状況を聞き取り、学校での様子や取組への理解を得るとともに、いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。

②いじめる側の児童への実効性のある指導

- ・「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、本人や周囲の児童からの事実関係を聞き取り、再発防止の指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちや児童の背景にも目を向け、状況を十分に把握した上で指導を行う。
- ・いじめた子ども、孤立感・疎外感をもたないように必要に応じスクールカウンセラーや心のふれあい相談員による相談活動も行う。
- ・保護者にも事実を伝え、学校での指導への理解と協力を求め、継続的な助言を行う。

③いじめの周囲の児童生徒の心理を把握した指導

- ・「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。

- ・傍観することはいじめに荷担したことになると気付かせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる指導をする。
- ・知っているいじめを大人に相談することは、正しく勇気ある行動であることや自分を守ることにもつながることを理解させ、日常的に指導をする。

④学校組織全体でのいじめへの対処

- ・いじめを認知した場合は、認知した教職員が一人で抱え込まず、担任、学年、学校全体で対応する。
- ・いじめを認知した場合は、いじめ対策委員会に報告し共通理解を図る。事案により、担任・学年主任・生活指導主任等によりメンバーを構成し、情報収集、事実調査を行う。
- ・いじめを認知した場合は学校としての方針決定を速やかに行う。ただし、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、十分に検討し対応する。

⑤重大事態への対処

- ・重大事態の発生時には、区教育委員会に速やかに報告し一体となって対応する。必要だと判断した場合は、警察・児童相談所等関係機関に通報する。
- ・いじめを認知した場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめられた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対して助言を行う。また、確認された情報については適宜提供する。
- ・学校の説明責任を果たすという観点や誤った情報が広がり動揺を与えないようにするという観点から、個人情報に十分配慮した上で、必要に応じていじめ対策緊急保護者会を開催し説明する。

⑥インターネット上のいじめへの対応

- ・児童に対して、インターネットの仕組みや情報モラルについての指導を行う。
- ・児童のパソコン・携帯電話等の利用を第一義的に管理するのは家庭である。家庭におけるルール作りや必要性、責任等について保護者会等で伝える。
- ・パソコン・携帯電話等を見ているときの表情の変化や行動など小さな変化に気付いた場合、学校に報告してもらう。
- ・「ネット上のいじめ」を発見した場合、書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに人権侵害や犯罪、法律違反など事案によって警察等の専門機関と連携して対応する。
- ・「ネット上のいじめ」行為が重大な人権侵害であり犯罪であることを理解させ、即座にやめるよう指導する。

⑦校（園）種間および関係機関との一層の連携

- ・小中連携・幼保小連携の視点を踏まえ、必要に応じて異校種間でいじめに関する情報交換・連携を行う。

- ・異校種間で情報交換・連携を行う場合、卒業（園）生や卒業（園）時の学年集団等のいじめに関する情報を提供し合い、意見交換を行う。
- ・必要に応じて、教育相談室や適応指導教室、学童クラブや児童館、児童相談所、警察等と連携し、情報共有と対応にあたる。

(6) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

- ・必要に応じて、学校いじめ防止基本方針、設置した組織等を実態に即して点検・見直しを行う。
- ・区のふれあい月間に合わせ、いじめに関する調査から課題を洗い出し、組織的・計画的にいじめ問題に取り組めるようにする。
- ・教職員は、自己申告等を通じ自己およびいじめ対応組織等について適切に評価し、改善に努める。
- ・児童および保護者等の定期的な評価と参画が、学校いじめ防止基本方針、設置した組織等の取り組みに反映できるよう努める。

4 付則

この「学校いじめ防止方針」は平成26年4月1日から施行する。